

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年2月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年2月1日

長野県飯田建設事務所長 細川 容 宏

- 1 路 線 名 418号
- 2 供用を開始する区間
飯田市南信濃南和田9番の4地先から
飯田市南信濃和田2505番の7地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年2月1日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

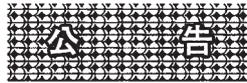
その関係図面は、告示の日から令和3年2月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年2月1日

長野県大町建設事務所長 木下 昌 明

- 1 路 線 名 白馬岳線
- 2 供用を開始する区間
北安曇郡白馬村大字北城字下高地9343番甲のニ地先から
北安曇郡白馬村大字北城字上高地9345番の36地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年2月1日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年2月1日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープファーマーズびんぐし店
埴科郡坂城町大字上五明字久保田610ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ながの農業協同組合
長野市大字中御所字岡田131-14
株式会社モリキ
飯山市南町13-3
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ながの農業協同組合	宮澤 清志	長野市大字中御所字岡田131-14
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ながの農業協同組合	宮澤 清志	長野市大字中御所字岡田131-14
(株)モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13-3

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

(株) モリキ

松本 訓彦

飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1
(株) モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13-3

4 変更した年月日

令和2年4月1日

5 届出年月日

令和3年1月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年2月1日から令和3年6月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年2月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社タカサワマテリアル

佐久市野沢94-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)LIXILビバ	渡邊 修	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1
ウェルシア薬局(株)	水野 秀晴	東京都千代田区外神田2-2-15
(株)三喜	野田 孝文	千葉県柏市中央町4-20
(株)ワシントン靴店	北川 裕久	富山県富山市婦中町青島401
(株)大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条町加茂工業団地
藤久(株)	後藤 薫徳	愛知県名古屋市中東区高社1-210
(株)シーシーディ	小森 繁	東京都千代田区神田紺屋町7

(株)ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1
(株)S・C・ロード	西澤 由行	長野市南高田2-4-10
(有)蒼空	井出 正寿	佐久市小田井613-1
マックスバリュ長野(株)	笹田 直弘	松本市双葉10-22
(株)平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳1-15-3
(株)土屋鞆製造所	土屋 成範	東京都千代田区外神田6-8-3
ユーエスマート(株)	田口 善啓	三重県伊勢市首祢1-11-13

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ビバホーム	渡邊 修	埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1
ウェルシア薬局(株)	水野 秀晴	東京都千代田区外神田2-2-15
(株)三喜	野田 孝文	千葉県柏市中央町4-20
(株)ワシントン靴店	北川 裕久	富山県富山市婦中町青島401
(株)大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
藤久(株)	後藤 薫徳	愛知県名古屋市中東区高社1-210
(株)シーシーディ	小森 繁	東京都千代田区神田紺屋町7
(株)ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1
(株)寝具館	西澤 仁志	佐久市小田井613-1
(有)蒼空	井出 正寿	佐久市小田井613-1
マックスバリュ長野(株)	笹田 直弘	松本市双葉10-22
(株)平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳1-15-3
(株)土屋鞆製造所	土屋 成範	東京都千代田区外神田6-8-3

4 変更した年月日

令和1年8月31日

5 届出年月日

令和2年12月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年2月1日から令和3年6月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年2月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリしののいB区画

長野市篠ノ井布施五明628ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13-3

4 変更した年月日

令和2年4月1日

5 届出年月日

令和3年1月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年2月1日から令和3年6月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年2月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリまっしろ

長野市松代町西寺尾字町裏1450ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961-2
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961-2
(株)モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13-3
(株)長野県A・コープ	小林 準一	長野市市場2-1

4 変更した年月日

令和2年4月1日

5 届出年月日

令和3年1月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年2月1日から令和3年6月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年2月1日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープファーマーズびんぐし店
埴科郡坂城町大字上五明字久保田610ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ながの農業協同組合

長野市大字中御所字岡田131-14

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

3 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	31立方メートル	22立方メートル
2	27立方メートル	27立方メートル
3	5立方メートル	5立方メートル
合計	63平方メートル	54平方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日
令和3年9月15日
- 5 届出年月日
令和3年1月13日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年2月1日から令和3年6月1日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

令和3年2月1日

長野県知事 阿部守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林	2,055.08 ^{ha}
	干害防備保安林	90.86
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源かん養保安林	1,545.94
	干害防備保安林	61.26
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源かん養保安林	2,023.54
	干害防備保安林	340.86
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林	2,303.02
	干害防備保安林	590.26
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林	3,215.94
	干害防備保安林	885.60
木曾谷(木曾郡)	水源かん養保安林	3,377.93
	干害防備保安林	280.16
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源かん養保安林	2,238.55
	干害防備保安林	796.51
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源かん養保安林	221.10
	干害防備保安林	115.88
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	348.90
	干害防備保安林	76.07

諏訪郡富士見町立沢字碑ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田ハケ野字ハケ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上田市下之郷字紅平816の2ほか1大字1字10筆	保健保安林	3.82
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

五郎兵衛用水土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年2月1日

長野県佐久地域振興局長 吉沢久

理事

新任

氏名	住所
小平和幸	佐久市甲949番地3
池田一廣	佐久市甲1378番地1
清水清勝	小諸市大字山浦298番地1
碓氷宗雄	佐久市御馬寄590番地5
小泉吉男	佐久市矢嶋371番地3
成澤郁雄	佐久市桑山654番地3

重任

氏名	住所
中澤政幸	佐久市甲995番地
山岸明雄	佐久市甲914番地2
小川信義	佐久市甲2160番地19
佐藤光昭	佐久市伴野2328番地1
山本喜一	佐久市甲1394番地
蒔田茂	佐久市御馬寄171番地1
山浦敏孝	佐久市御馬寄1057番地1
小泉淳	佐久市八幡754番地1

山浦清志 佐久市蓬田319番地1
 中澤健一 佐久市八幡69番地5
 小林一夫 佐久市桑山835番地1

退任
 氏名 住所
 碓氷節雄 佐久市甲1027番地1
 櫻井司朗 佐久市甲1314番地
 掛川茂雄 佐久市甲1537番地7
 清水紀久夫 小諸市大字山浦212番地
 山浦伸一 佐久市御馬寄585番地2
 依田民生 佐久市桑山564番地

監事

新任

氏名 住所
 丸山洋一 佐久市甲1997番地3
 丸山和則 佐久市根岸2274番地5

重任

氏名 住所
 土屋一郎 佐久市甲54番地1

退任

氏名 住所
 金井千穂 佐久市八幡700番地55

農地整備課

公告

上田市六ヶ村堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年2月1日

長野県上田地域振興局長 鈴木英昭

理事

新任

氏名 住所
 片岡宏文 上田市諏訪形8番地7
 柳澤尚志 上田市諏訪形1122番地
 池内修一 上田市御所193番地4
 伊藤公平 上田市上田原719番地20
 小田中昌巳 上田市吉田32番地1

重任

氏名 住所
 相田賢治 上田市諏訪形830番地
 西沢信義 上田市中之条173番地
 中村良一 上田市上田原345番地
 城田数穂 上田市上田原1612番地
 大井清司 上田市神畑45番地

退任

氏名 住所
 清水貞旨 上田市小牧508番地
 柳沢毅 上田市諏訪形1156番地
 竹内繁夫 上田市御所493番地6
 藤岡辰雄 上田市上田原887番地26
 田中逸夫 上田市福田162番地2

監事

新任

氏名 住所
 小坂井一良 上田市御所327番地2
 合葉幸男 上田市上田原291番地
 上原義明 上田市福田224番地
 稲垣敦史 上田市諏訪形549番地8

退任

氏名 住所
 細川義雄 上田市諏訪形722番地
 手塚正明 上田市神畑789番地2
 清水治雅 上田市築地299番地

農地整備課

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。
 令和3年2月1日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

1 企画提案公募に付する事項

- (1) 業務名
 令和3年度長野県立高等学校等における外国語指導助手（ALT）派遣業務
- (2) 業務内容
 仕様書によります。
- (3) 履行期間
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所
 仕様書によります。

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にとっては、これらに加入していること。

- (7) 外国語指導助手（ALT）配置に係る地方自治体等からの受託実績を有していること。
- 3 選定方法及び審査基準等
令和3年度長野県立高等学校等における外国語指導助手（ALT）派遣業務に係る公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）によります。
- 4 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県教育委員会事務局学びの改革支援課
電話 (026) 235-7435
- 5 参加申込書等の提出期限及び方法
(1) 提出期限 令和3年2月12日(金) 午後5時
(2) 提出方法 持参又は郵送によります。
- 6 企画提案書等の提出期限及び方法
(1) 提出期限 令和3年3月15日(月) 午後5時
(2) 提出方法 持参又は郵送によります。
- 7 その他
詳細は、募集要領及び仕様書によります。
- 8 Summary
(1) Nature of the service to be procured:
Outsourcing of English language instruction by ALTs at Nagano Prefectural High Schools and Nagano Prefectural Special Needs Schools.
(2) Contract duration:
From April 1, 2021 until March 31, 2022.
(3) Deadline and location to submit expressions of interest:
Deadline: 5:00pm, February 12, 2021
Location: Learning Advancement Support Division,
Nagano Prefectural Board of Education
692-2 Habashita, Minami-nagano, Nagano City, Nagano Prefecture, Japan.
Method of delivery: By mail or in-person.
(4) Deadline and location for proposal submissions:
Deadline: 5:00pm, March 15, 2021
Location: Learning Advancement Support Division,
Nagano Prefectural Board of Education
692-2 Habashita, Minami-nagano, Nagano City, Nagano Prefecture, Japan.
Method of inquiry: By mail or in-person.

学びの改革支援課